

子母発 0327 第 2 号
令和 2 年 3 月 27 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準の一部を
改正する告示の公布について（通知）

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 116 号）が 3 月 27 日付けで公布されたところですが、改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、貴管内の市町村及び関係団体等に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 改正の趣旨

母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき、厚生労働大臣は、市町村による妊婦健康診査の適切な実施を図るため、妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成 27 年厚生労働省告示第 226 号。以下、「望ましい基準」という。）を定めている。

今般、令和元年 5 月 31 日に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）が公布されたところ。同法による改正後の母子保健法第 19 条の 2 の規定に基づき、市町村間での妊産婦等の健康診査に関する情報の提供を求めることができることとなった。

さらに、令和 2 年 6 月より、乳幼児健康診査等の情報に関し、行政手続に

おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条に基づく情報連携が開始され、妊婦健康診査情報についてもマイナポータルで閲覧できるようになることを踏まえ、自治体において妊婦健康診査情報の副本登録を進めてもらうために、所要の見直しを行うもの。

第 2 改正の内容

市町村は、原則として、妊婦健康診査を実施する医療機関等に対して、妊婦健康診査の結果等の提供を求めるよう努めるものとするを追加すること。

第 3 適用期日

令和 2 年 4 月 1 日より適用すること。

第 4 留意事項

1 妊婦健康診査における標準的な電子的記録様式

「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会中間報告書」（平成 30 年 7 月。以下、「中間報告書」という。）において、妊娠中の健康履歴を女性の生涯にわたる健康情報の一部として本人が閲覧し、一元的に自身の健康を管理することにより、健康行動に寄与することや、次回以降の妊娠の際、必要に応じて保健医療関係者に情報提供することで、適切な妊娠管理に資することを目的として、妊婦健康診査の「標準的な電子的記録様式」を定めているところ。（別紙 1）

医療機関等に対して、妊婦健康診査の結果等の提供を求める際には、別紙 1 で定められている項目を参照すること。

なお、中間報告書の「4. 妊婦健診の「標準的な電子的記録様式」の策定」における妊婦健康診査に関連する記載を併せて参照すること。

（参考）

中間報告書 本文

<https://www.mhlw.go.jp/content/11925000/000335158.pdf>

2 母子保健事業における妊婦健康診査の結果の活用

市町村が実施する母子保健事業における妊婦健康診査の結果の活用については、別紙 2 の通り、子育て世代包括支援センター業務ガイドライン（平成 29 年 8 月）でも示されているところであり、今般の改正の趣旨を踏まえ、妊婦健康診査を実施する医療機関等に対して、妊婦健康診査の結

果等の提供を求めよう努めるとともに、保健指導等の母子保健事業への積極的な活用をお願いすること。

具体的には、以下の形での活用が考えられること。

- ・ 受診日、受診回数、妊娠週数の項目については、妊婦の受診状況の把握に用いること。なお、定期的に妊婦健康診査を受けていない妊婦については、平成 30 年 7 月 20 日付け子母発 0720 第 1 号子ども家庭局母子保健課長通知「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について（通知）」における記載に留意し、医療機関等と連携の上、積極的な把握、受診勧奨、早期の支援に努めること。
- ・ 妊娠前の体重、健診時体重、身長（初回）、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病の項目及び妊婦健康診査（歯科）に係る項目については、妊婦の健康状況の把握及び当該者に対する保健指導に活用するとともに、特に妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病に該当する者については、生活習慣の見直し等必要な保健指導を行うとともに、医療機関からの指導の遵守を勧奨すること。
- ・ B 型肝炎抗原検査、C 型肝炎抗体検査、風疹抗体、HTLV-1 抗体検査の項目の結果を把握することにより、母子感染予防対策の充実を図ること。
- ・ 血算検査の項目については、貧血の状況等を把握するとともに、栄養の指導等により、身体状況や栄養状態の改善に向けて活用すること。
- ・ 子宮頸がん検診の項目については、平成 20 年 3 月 31 日付け健発第 0331058 号厚生労働省健康局長通知別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」における記載に留意し、検診の結果「要精検」と判定された者に対し、医療機関への受診を勧奨すること。

（参考）

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000111662.pdf>

3 「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」の一部改正について

別紙 3 の「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」の一部改正について（通知）において、都道府県知事宛通知しているとおり、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 37 号）が 2 月 12 日に告示されたところ。

当該改正においては、「健康増進事業実施者は、事前及び事後措置も含めた健診・検診プログラム全体としての評価を行うことが望ましい」旨が規定されたところであり、その趣旨を踏まえ、妊婦健康診査の結果を活用した保健指導等を行うこと。

また、別紙3で記載されている通り、「健康増進事業実施者においては、原則として各健診及び検診において、その結果等を別途定める標準的な電磁的記録の形式により提供するよう努めること」や、「生涯を通じた継続的な自己の健康管理の観点から、できる限り長期間、本人等が健診結果等情報を参照できるようにすることが望ましいこと」を新たに規定しており、それを踏まえた取組を推進すること。

なお、妊婦健康診査においては、「別途定める標準的な電磁的記録の形式」について、「母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報」（特定個人情報番号 86）に係るデータ標準レイアウトで示している。